

# 新型コロナウイルス感染症（COVID-19） ガイドライン

令和 3 年 4 月

沼津工業高等専門学校

R. 2. 6. 19 初版

R. 2. 7. 7 Ver. 2

R. 3. 4. 28 Ver. 3

※本ガイドラインは、主に学生に対して示しているが、教職員においても、これを準用する。

## I. 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) への本校の基本方針など

### 1. 基本方針

- (1) 学生はもとより、常勤・非常勤の隔てなく全教職員の生命・健康と生活を守るための最善の対策を講じる。すなわち、本校での感染者発生と感染の拡大を起こさないよう最大限努める。
- (2) 感染症が心身両面に及ぼす影響は個々人で異なることを踏まえ、異なる生活基盤をもつ外国人にも配慮して対応する。
- (3) 今年度内に定められた課程の修了ができるよう、学修時間の確保をはじめとする事項を満足する授業、学校行事の実施に配慮する。なお、今後の感染拡大状況によっては、教務上の弾力的配慮を視野に入れて対応する。
- (4) 国、自治体等及び高専機構から発出されるガイドライン等を遵守し、最新の情報を確認しながら意思決定する。

### 2. 体制

#### (1) リスク管理室

校長、副校長、校長補佐及び事務部長を構成員とし、日常的なリスク管理から緊急性を有するリスク管理まで幅広く対応するための対処方法について、協議・決定する。

#### (2) 危機管理対策本部

緊急性を有する重大な危機管理に対し、全学的に組織的な対応が必要と判断された場合は、リスク管理室の下に、校長、副校長、校長補佐、事務部長、各学科長、各センター長及び各科長で組織する「対策本部」を設置し、対応について協議・決定する。

#### (3) 外部機関等との対応窓口

総務係に一本化する。

TEL : 055-926-5801      E-mail: covid-19@numazu-ct.ac.jp

### 3. 情報の収集・提供

- (1) 国、自治体等及び高専機構が発表する情報を早期に把握し、学内で共有するとともに対策等に反映させる。
- (2) 学校の対応状況について、ホームページ等で情報を提供する。
- (3) 感染拡大防止に関する情報、授業や行事等に関する情報は、教職員、学生及び保護者にメールにより速やかに提供する。
- (4) 感染の疑いがある者に関する情報は、学生は学生係、教職員は人事係に集約し、関係教職員に連絡する。その際、当該者のプライバシーに最大限配慮する。

#### 4. 感染拡大防止

##### (1) 予防の徹底

国、自治体等及び高専機構から示される予防対策に関する情報をもとに、学生及び教職員に対して予防対策を周知し徹底させる。

##### (2) 海外渡航

その時点の国、自治体等及び高専機構の方針に従うほか、感染拡大の可能性が認められる場合には渡航の中止を要請する。海外から帰国した場合は、国の方針に従う。

##### (3) 国内移動

国、自治体等及び高専機構の方針に従うほか、緊急事態宣言発令中は、県外への不要不急の移動は原則禁止とする（静岡県以外の在住の学生及び教職員が本校へ登校又は出勤する場合を除く）。

## II. 体調管理について

### 1. 毎日の検温と体調確認

(1) 毎日、必ず体温を測定してチェックシートに記入する。

(2) 登校前に発熱や咳、のどの痛みなど風邪の症状がある時は登校せず学校に連絡する。

### 2. 登校時

(1) 必ずマスクを着用し、会話は控える。

(2) 移動中は、ソーシャル・ディスタンスを確保する。

(3) 登校後すぐに、手洗いや消毒を必ず実施する。

### 3. 体調不良の場合

(1) 登校後、少しでも具合が悪いと感じたときは、保健室へ連絡する。

(2) 「感染が疑われる症状」に該当すると判断された場合（通学生・寮生）

マニュアル参照

「新型コロナウイルス感染症予防対策下での学生生活」

「学生寮において感染の疑われる症状が現れたときのマニュアル（寮生用）」

## III. 新型コロナウイルス感染の「疑い」から「感染」までの行動・連絡について

### 1. 定義

#### 【感染を疑う症状】

（目安）発熱（自分の平熱に対して）、喉の痛み、咳、頭痛、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚の低下、下痢など。

#### 【回復】

（目安）各種薬剤（解熱剤等）を服用していない状態で、解熱および症状が消失している場合。

## 【出席停止】

感染症の罹患や疑いのある場合に出席させない措置。欠席の扱いとはしない。

### 2. 行動の自粛

- (1) 「三つの密」(換気の悪い密閉空間，多くの人の密集，密接した距離での会話や発声など)を避ける，マスクの着用，手洗い等の手指衛生など，新しい生活様式を徹底する。
- (2) 静岡県の行動制限に基づく移動制限対象地域への不要不急の移動は原則禁止する。

### 3. 感染の疑われる症状がある場合の登校、在寮等の可否

- ・学生、家族等に感染の疑われる症状がある場合の登校の可否、在寮・帰寮等の可否は、通学生は別紙1、寮生は別紙2のとおりとする。

### 4. 授業等への対応

- ・通常授業を基本としつつ，学生の安全が確保できないと判断される場合には，速やかに遠隔授業に移行する。

### 5. 相談室の対応（心のケア）

- ・学生・教職員向けの相談室，カウンセラーについては，当面，通常通りの体制で運営する。
- ・電話やメールでの相談受付を活用する。TV会議システムの利用についても検討する。
- ・学生，保護者及び教職員向けに，心のケアに関する情報を積極的に発信する。

### 6. 行事等への対応

国，自治体等及び高専機構の方針，感染状況を踏まえ，学生や教職員の安全が確保できない場合には，延期または中止を検討する。

### 7. 欠席・休暇の扱い

- ・通常授業や登校日において，学生に発熱や風邪症状が認められ，新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は~~自宅待機とし~~，欠席の扱いとはしない。
- ・教職員において発熱や風邪症状等が認められる場合は，職務専念義務免除等の措置を講ずる。

## IV. 個人情報の保護・管理並びに提供

新型コロナウイルス感染症にかかる個人情報は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の目的以外では使用しません。

また本人の同意がなければ第三者に個人情報を提供することはありません。取得した個人情報は、紛失や漏洩などが発生しないよう適切に管理します。

## V. 連絡先

### ①学校電話連絡先：

教職員：総務課人事係 055-926-5713 }  
Covid-19 055-926-5801 } 平日 8:30~17:00

※休日・夜間の場合は，守衛室 055-926-5714, 090-3250-2768

学生：学生課学生係 055-926-5734 }  
Covid-19 055-926-5801 } 平日 8:30~17:00

※休日・夜間の場合は，守衛室 055-926-5714, 090-3250-2768

### ②静岡県発熱等受診相談センター

050-5371-0561 }  
050-5371-0562 } 平日 8:30~17:15

※休日・夜間の場合は，050-5371-0561

## ケーススタディ 通学生の登校の可否

### [1] 学生Aに症状(発熱)がある場合

#### ① 学生Aに37.5℃以上の発熱がある場合



37.5℃以上  
の発熱

学生A (通学生)

Aの状態	Aの登校
PCR検査の結果待ち	登校不可
陽性	③へ
陰性	保健所の指示に従う (特に指示がない場合は登校可)

AがPCR検査を受けない場合

学校に登校できる旨の証明書(診断書など)を取得した場合や、発熱後14日経過し、かつ平熱になっている場合に登校可

### [2] 学生Aに症状(発熱)がない場合

#### ② 学生Aが濃厚接触者になった場合



無症状

濃厚  
接触者

学生A (通学生)

Aの状態	Aの登校
PCR検査の結果待ち	登校不可
陽性	③へ
陰性	保健所の指示に従う (指示がない場合は、最後に濃厚接触した翌日から起算して14日間を過ぎたら登校可)

AがPCR検査を受けない場合

保健所の指示に従う(保健所の指示がない場合は、最後に濃厚接触した翌日から起算して14日間を過ぎたら登校可)

③ 学生Aが感染者になった場合

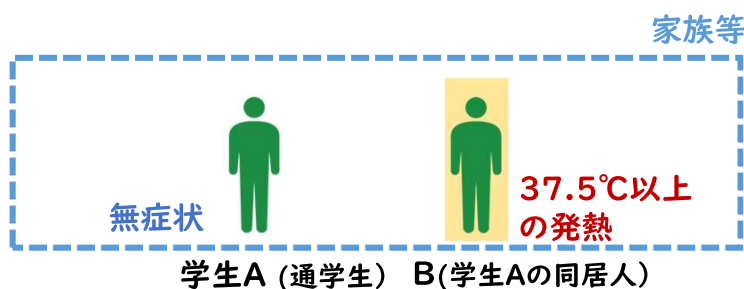


感染者  
(陽性)

学生A (通学生)

Aの状態	Aの登校
陽性	保健所や病院の指示に従う

④ 学生Aの家族等同居人Bに37.5℃以上の発熱がある場合

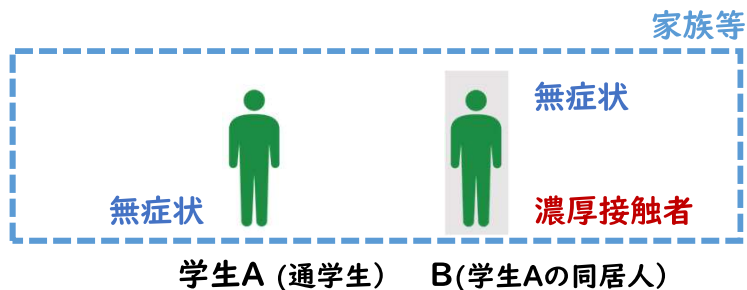


Bの状態	Aの登校
PCR検査の結果待ち	登校不可
陽性	⑥ へ
陰性	保健所の指示に従う (指示がない場合は登校可)

BがPCR検査を受けない場合

Bが感染していない旨の証明書（診断書など）を取得した場合や、  
Bの発熱後14日経過し、かつBが平熱になっている場合にAは登校可

⑤ 学生Aの家族等同居人Bが濃厚接触書になった場合

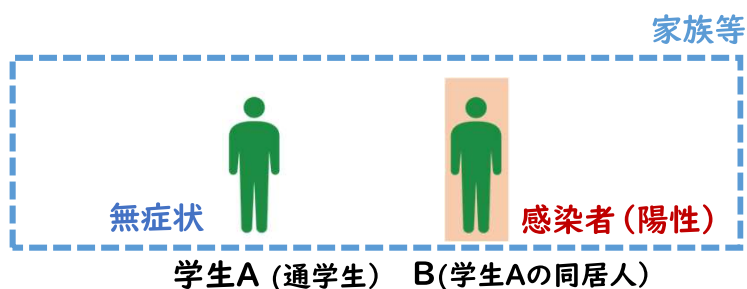


Bの状態	Aの登校
PCR検査の結果待ち	登校不可
陽性	⑥ へ
陰性	登校可

BがPCR検査を受けない場合

保健所の指示に従う（指示がない場合は，Bが最後に濃厚接触した翌日から起算して14日間を過ぎたらAは登校可）

⑥ 学生Aの家族等同居人Bが感染者になった場合



Aの状態	Aの登校
濃厚接触者であるか否かの判断待ち	登校不可
濃厚接触者	② へ
濃厚接触者ではない	登校可



## ケーススタディ 寮生の在寮・登校の可否

### [1] 寮生Aに症状(発熱)がある場合

#### ① 寮生Aに37.5℃以上の発熱がある場合



37.5℃以上  
の発熱

寮生A

寮生Aの状態	寮生Aへの指示
PCR検査の結果待ち	基本は保護者に迎えで帰省。 帰省できない寮生は自室待機。
陽性	③へ
陰性	保健所の指示に従う。 (特に指示がない場合は在寮可)

寮生AがPCR検査を受けない場合

学校に登校できる旨の証明書(診断書など)を取得した場合や発熱後14日経過し、かつ平熱になれば、寮生Aは帰寮できる。自室待機した場合は自室待機を解除する。

### [2] 寮生Aに症状(発熱)がない場合

#### ② 寮生Aが濃厚接触者になった場合



無症状

濃厚  
接触者

寮生A

寮生Aの状態	寮生Aへの指示
PCR検査の結果待ち	基本は保護者に迎えで帰省。 帰省できない寮生は自室待機。
陽性	③へ
陰性	保健所の指示に従う。 (指示がない場合は、最後に濃厚接触した翌日から起算して14日間を過ぎたら在寮可)

寮生AがPCR検査を受けない場合

保健所の指示に従う。(指示がない場合は最後に濃厚接触した翌日から起算して14日間を過ぎるまで自室待機か帰寮できない)

### ③ 寮生Aが感染者になった場合



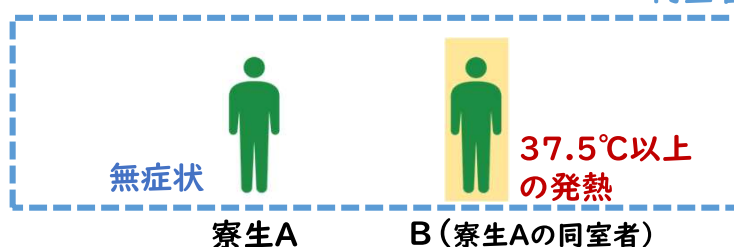
感染者  
(陽性)

寮生A

寮生Aの状態	寮生Aへの指示
陽性	保健所の指示に従う。 (基本、在寮不可)

### ④ 寮生Aの同室者の寮生Bに37.5℃以上の発熱がある場合

同室者

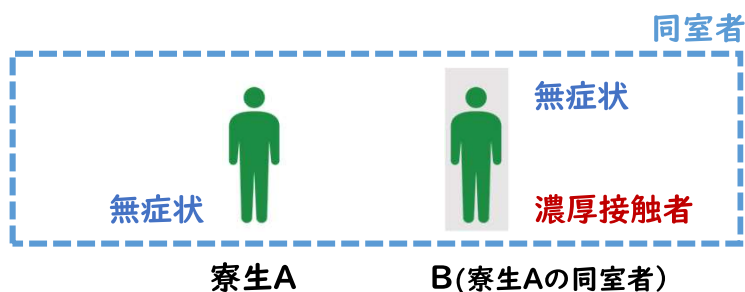


寮生Bの状態	寮生Aへの指示
PCR検査の結果待ち	自室待機
陽性	⑥ へ
陰性	保健所の指示に従う。 (指示がない場合は自室待機解除)

寮生BがPCR検査を受けない場合

寮生Bが感染していない旨の証明書（診断書など）を取得した場合や寮生Bの発熱後14日経過し、かつ寮生Bが平熱になっている場合に寮生AとBの自室待機を解除する。

⑤ 寮生Aの同室者の寮生Bが濃厚接触書になった場合

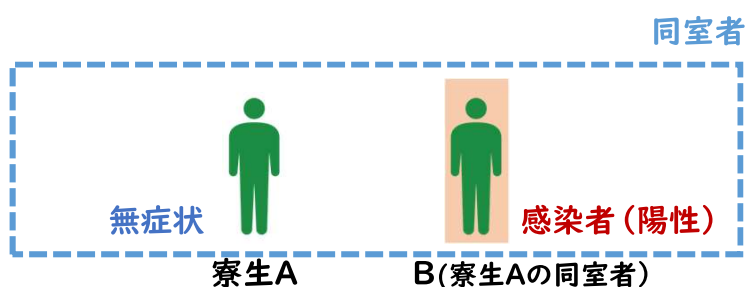


寮生Bの状態	寮生Aへの指示
PCR検査の結果待ち	自室待機
陽性	⑥ へ
陰性	自室待機解除

寮生BがPCR検査を受けない場合

保健所の指示に従う（指示がない場合は、最後に濃厚接触した翌日から起算して14日間を過ぎたら寮生AとBの自室待機を解除する。）

⑥ 寮生Aの同室者の寮生Bが感染者になった場合



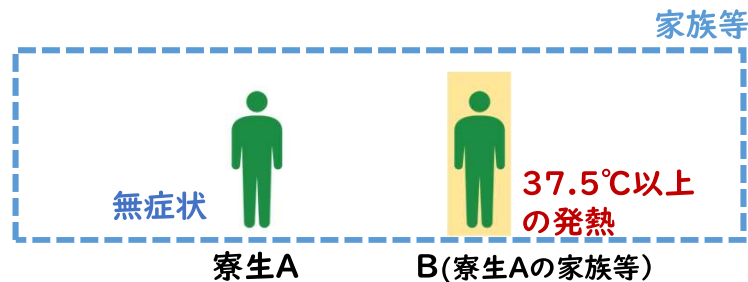
寮生Aの状態	寮生Aへの指示
濃厚接触者であるか否かの判断待ち	自室待機
濃厚接触者	② へ
濃厚接触者ではない	自室待機解除

# ケーススタディ 寮生の帰寮・登校の可否

## [1] 帰寮する時点で家族等同居人に発熱等の症状がある場合

- A) 家族が37.5℃以上の発熱した場合・・・以下の⑦を適用します
- B) 家族が濃厚接触者になった場合・・・以下の⑧を適用します
- C) 家族が感染者になった場合・・・以下の⑨を適用します

### ⑦ 寮生Aの家族等同居人Bに37.5℃以上の発熱がある場合

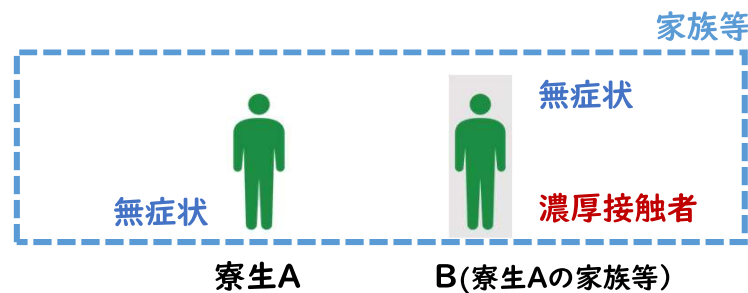


家族Bの状態	寮生Aの帰寮の可否
PCR検査の結果待ち	自宅待機
陽性	⑨へ
陰性	保健所の指示に従う (指示がない場合は帰寮可)

家族BがPCR検査を受けない場合

家族Bが感染していない旨の証明書（診断書など）を取得した場合や、家族Bの発熱後14日経過し、かつ家族Bが平熱になっている場合に寮生Aは帰寮可

### ⑧ 寮生Aの家族等同居人Bが濃厚接触者になった場合

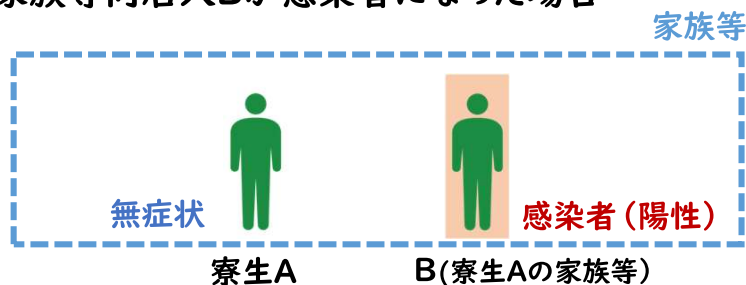


家族Bの状態	寮生Aの帰寮の可否
PCR検査の結果待ち	自宅待機
陽性	⑨へ
陰性	帰寮可

家族BがPCR検査を受けない場合

保健所の指示に従う（指示がない場合は、最後に濃厚接触した翌日から起算して14日間を過ぎたら帰寮可）

⑨ 寮生Aの家族等同居人Bが感染者になった場合



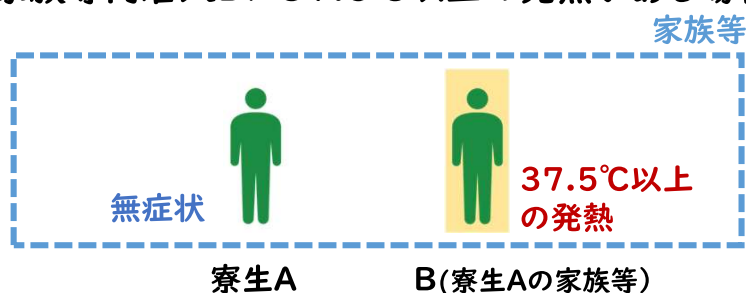
寮生Aの状態	寮生Aの帰寮の可否
濃厚接触者であるか否かの判断待ち	自宅待機
濃厚接触者	② へ (自宅待機)
濃厚接触者ではない	帰寮可

[2] 帰寮した翌日以降、家族等同居人に発熱等の症状が発生した場合

・寮に戻った翌日から14日以上であり、寮生に症状等なければ、通常生活となります。  
 ・寮に戻った翌日から14日を経過していなければ、「自室待機」として、帰寮時と同じ以下のケースA)～C)を適用します。2人部屋の場合、同室の寮生は、⑤を適用し、別々の部屋で自室待機とします。

- A) 家族が37.5℃以上の発熱した場合・・・以下の⑩を適用します
- B) 家族が濃厚接触者になった場合・・・以下の⑪を適用します
- C) 家族が感染者になった場合・・・以下の⑫を適用します

⑩ 寮生Aの家族等同居人Bに37.5℃以上の発熱がある場合

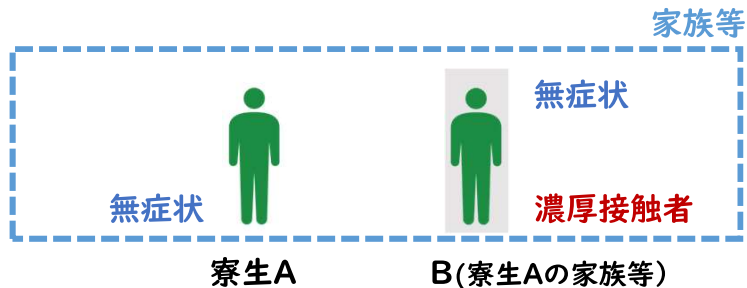


家族Bの状態	寮生Aへの指示
PCR検査の結果待ち	自室待機
陽性	⑫ へ
陰性	保健所の指示に従う (指示がない場合は自室待機解除)

家族BがPCR検査を受けない場合

家族Bが感染していない旨の証明書（診断書など）を取得した場合や、家族Bの発熱後14日経過し、かつ家族Bが平熱になっている場合に寮生Aは自室待機解除

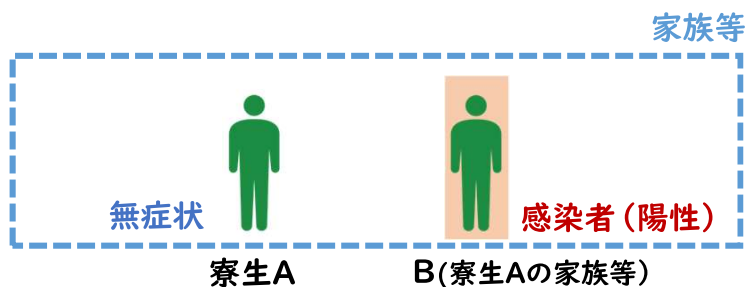
⑪ 寮生Aの家族等同居人Bが濃厚接触者になった場合



家族Bの状態	寮生Aへの指示
PCR検査の結果待ち	自室待機
陽性	⑫ へ
陰性	自室待機解除

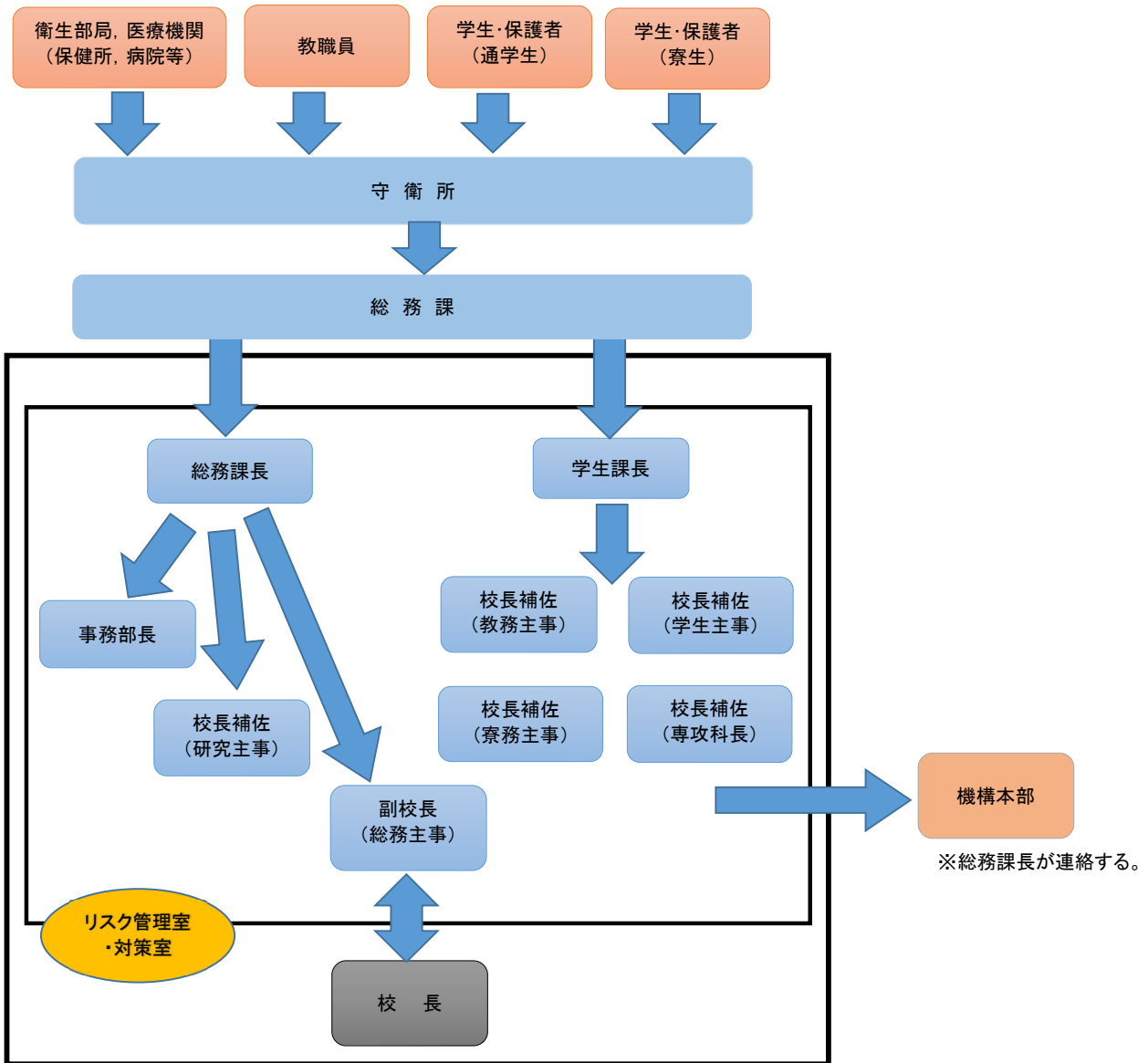
家族BがPCR検査を受けない場合  
保健所の指示に従う（指示がない場合は、最後に濃厚接触した翌日から起算して14日間を過ぎたら自室待機解除）

⑫ 寮生Aの家族等同居人Bが感染者になった場合

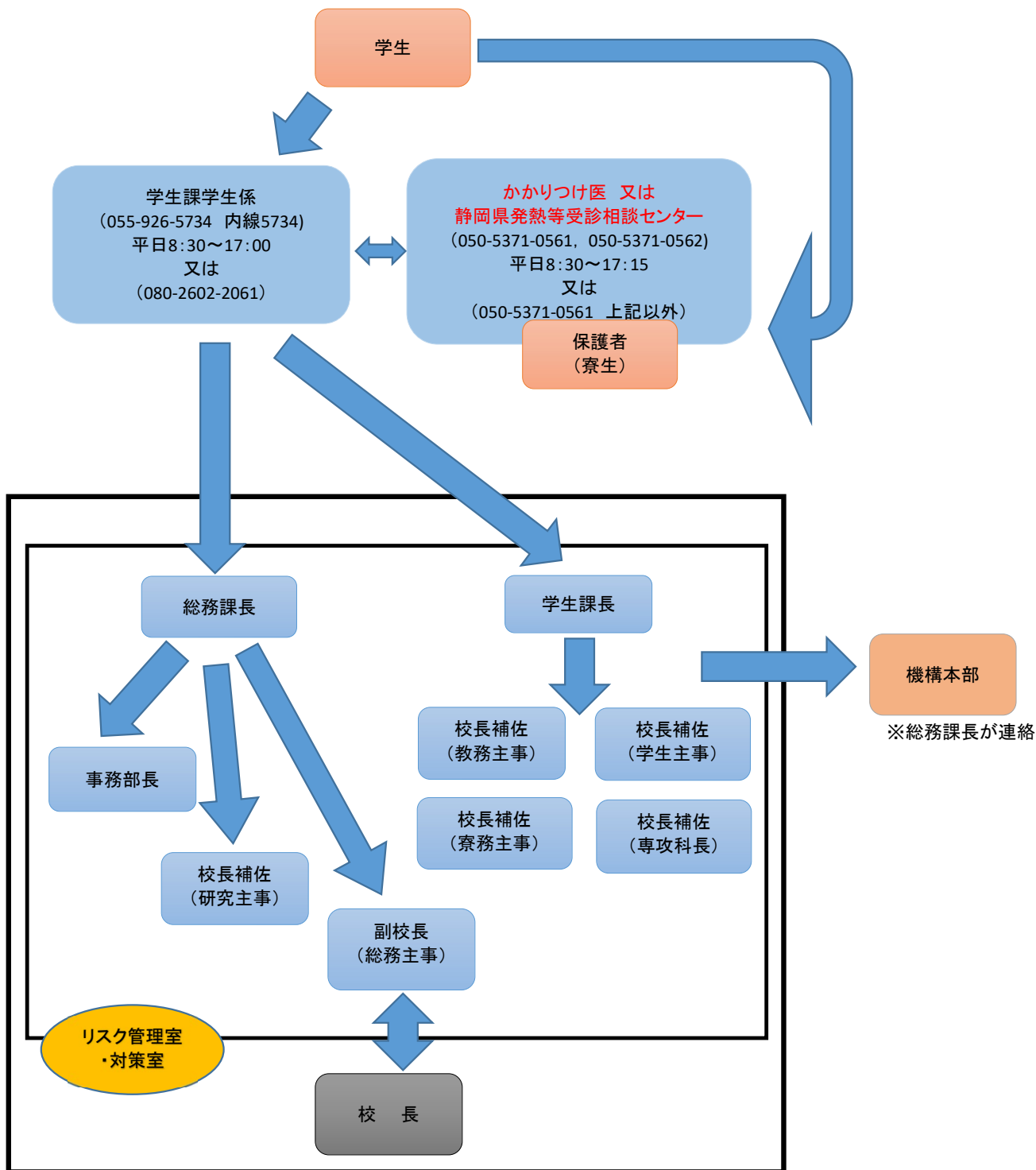


寮生Aの状態	寮生Aへの指示
濃厚接触者であるか否かの判断待ち	自室待機
濃厚接触者	② へ（自室待機）
濃厚接触者ではない	自室待機解除

勤務時間外において発生した場合の緊急連絡体制

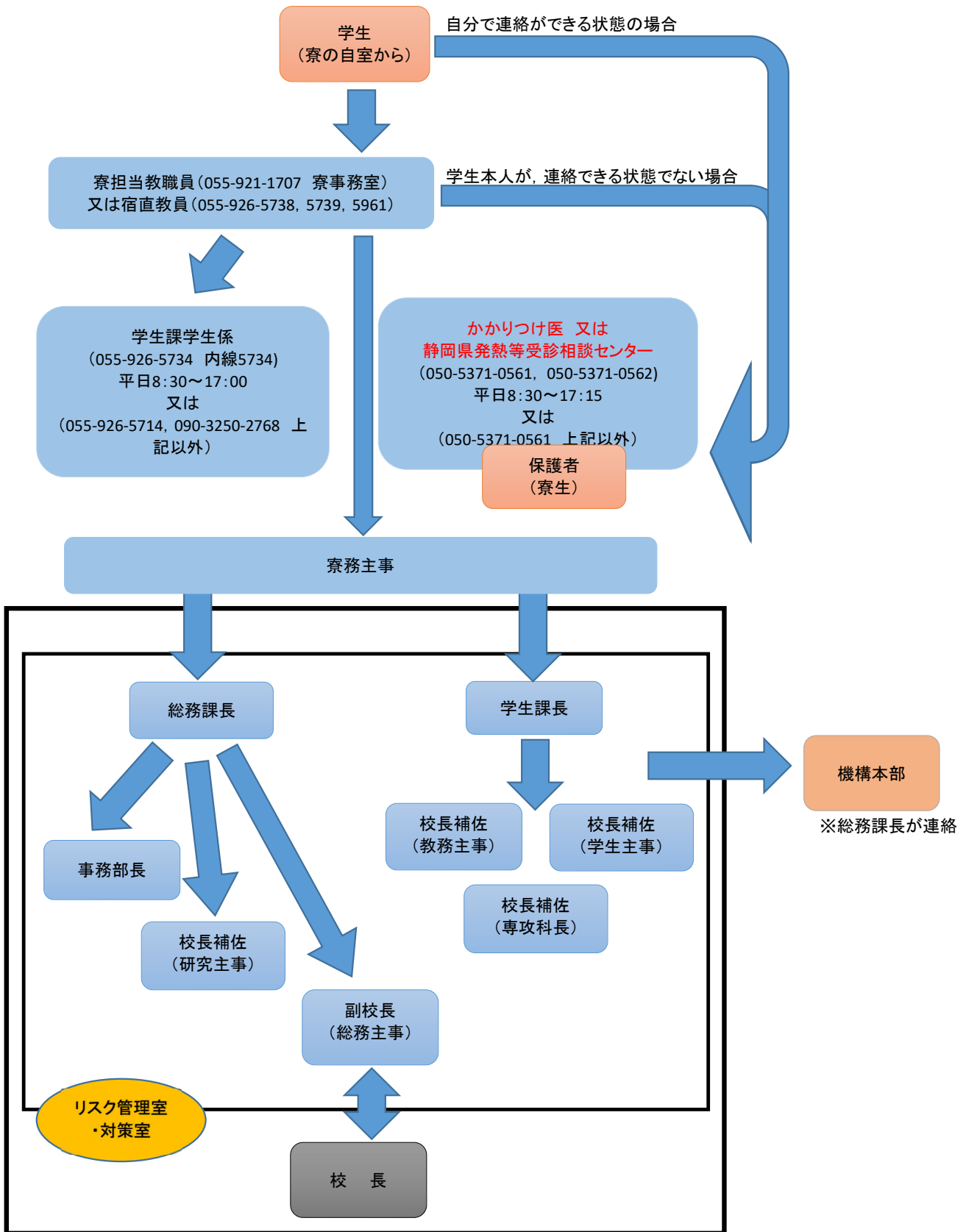


在校中に感染の疑いがある者が発生した場合の緊急連絡

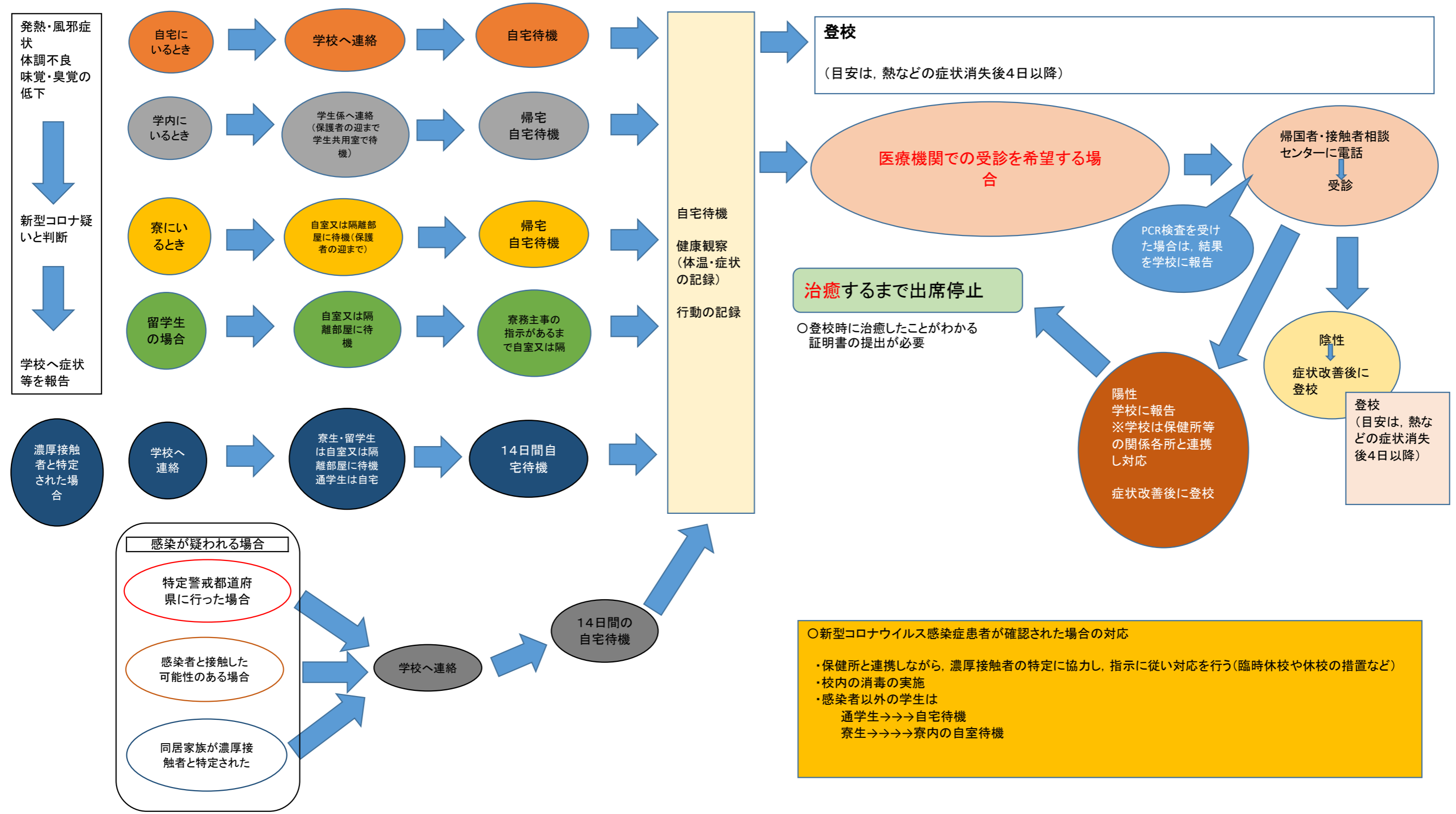




在寮中に感染の疑いがある者が発生した場合の緊急連絡



# 新型コロナウイルス感染症対応フロー



宿直業務中に感染の疑いがある者が発生した場合の緊急連絡

